

**令和7年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について
(入所枠：30人以上)**

令和8年4月1日及び令和9年4月1日までに開設する保育施設等を設置・運営する法人等について、令和7年8月19日から令和7年10月1日まで募集を行い、学識経験者等からなる保育事業設置運営予定者審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		設置運営予定者	施設名	設置予定場所	施設種別・事業類型	整備方法	応募定員	開設予定期
行政 区	募集 番号							
北区	1-①			応募事業者なし				
北区	1-②			応募事業者なし				
福島 区	3	株式会社 FOSTER	(仮称)そいらる保育園吉野	吉野1丁目	保育所 創設	補助	40	令和9年4 月1日
中央 区	5	株式会社すまいる	(仮称)すまいる保育園谷町九 丁目	谷町9丁目	保育所 創設	補助	60	令和9年4 月1日

※ 保育所創設の設置予定場所については、丁目までの表記となっています。

- 応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

(参考) 選定会議での意見

**福島区 3 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について
株式会社 FOSTER に対する意見**

- ・これまでの審査部会における指摘を真摯に受け止めてマニュアル等を改善している点、福島区における保育ニーズを受け止めて開園を進めようとされている姿勢は高く評価できる。
- ・マニュアルや研修計画における文言の整理・統一を実施していただきたい。
- ・関連会社への貸し付けについて、解消に向けて進めるとともに、支出の見直しや借入金を減らしていくなどしてリスクの低減を図り、長期的かつ安定的な施設経営ができるよう努めていただきたい。
- ・外部の保育の専門家の意見を取り入れて施設を運営していただきたい。
- ・個人情報保護やハラスメント対応に係る諸規定を整え、コンプライアンスの意識を高めて施設運営をしていただきたい。

中央区 5 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について 株式会社すまいるに対する意見

- ・就業規則等の諸規定類は整備されており、障がい者雇用も進められているとのことであり、組織として人権意識の高さがうかがえる点は評価したい。
- ・保育所保育指針及びその解説を改めて確認いただき、保育所保育指針に則った保育の実施に努められたい。
- ・外部の保育の専門家の意見を取り入れて施設を運営していただきたい。
- ・マニュアルについては、中央区の地域の事情にも応じた実践的なものになるよう見直しを図っていただきたい。